

令和2年3月13日  
厚生委員会資料（追加分）  
福祉保健部

目次

【報告事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症の対応について …… 1～3頁

# 新型コロナウイルス感染症の対応について

[保健所保健予防課]

## (1) これまでの主な経過

月日	国の動き	月日	本市の対応
1/16 1/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の国内発生を公表</li> <li>・政府対策本部を設置</li> </ul>	1/30	新型コロナウイルス感染症に関する情報を市ホームページに掲載
2/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法に基づく指定感染症に指定</li> </ul>	2/3 2/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局長会議で、本市の対応等を情報共有</li> <li>・帰国者・接触者相談センターを保健所に設置（24時間対応）</li> </ul>
2/25 2/26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を決定</li> <li>・全国的なイベント等の中止や延期を要請</li> </ul>	2/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催</li> </ul>
2/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校や高校等の臨時休校を要請</li> </ul>	2/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が不特定多数のイベント等について、原則中止・延期・縮小を決定</li> <li>・総合教育会議で、市内小・中学校を3月3日から13日まで休校を決定</li> </ul>
3/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国、韓国からの入国制限を強化</li> </ul>		

## (2) 富山市新型インフルエンザ等対策行動計画について（概要）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在国会では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が審議されており、成立後は同法に基づき策定した「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年6月策定）」が、新型コロナウイルス感染症にも適用されることになる。

# 富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 行動計画策定の根拠

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条第1項の規定により、富山県の行動計画に基づき、本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）」を作成しました。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を定めています。

## 2 市行動計画の概要

### (1) 対象となる感染症

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
  - ・ 新型インフルエンザ
  - ・ 再興型インフルエンザ（過去に世界的規模で流行したインフルエンザ）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

### (2) 対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### (3) 対策の基本的考え方

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

### (4) 市行動計画の構成

- |           |  |
|-----------|--|
| I はじめに    | 特措法の制定、取組の経緯、行動計画の作成   |
| II 基本的な方針 | 対策の目的及び基本的な戦略、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の主要7項目、発生段階 |

#### 【 主要7項目 】

- ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④まん延防止に関する措置、⑤予防接種、⑥医療、⑦住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| III 各段階における対策 | 新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、主要7項目の個別の対策を記載 |
|---------------|-----------------------------------|

#### 【 発生段階 】

- 未発生期、海外発生期、国内発生早期（県内未発生期、県内発生早期）、国内感染期（県内感染期）、小康期

## 発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
			県内未発生期／県内発生早期	県内感染期	
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市行動計画の作成</li> <li>国、県等との連携強化</li> </ul>				
			<b>富山県新型コロナウイルス等対策連絡会を開催</b>		
			<b>富山県新型コロナウイルス等対策本部を組織</b>		
			<b>国の緊急事態宣言時 「富山県新型コロナウイルス対策本部」を設け</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>政府及び県の対策本部が廃止された場合、市対策本部廃止</li> </ul>
② サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等からの情報収集</li> <li>平時のサーベイランスの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者及び入院患者の全数把握を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全数把握の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全数把握の中止</li> </ul>	
③ 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への情報提供</li> <li>広報体制の整備</li> <li>コールセンター等の設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況等について情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外での発生状況等について情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外発生状況等について情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一派の終息と第二派発生の可能性等について情報提供</li> </ul>
					<b>広報担当チームの設置</b>
④ まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>検疫所、県等との連携強化</li> </ul>	<b>発生国からの帰国者・入国者の健康監視</b>			
		<b>◎県が行う外出自粛・施設利用制限等への協力</b>			
⑤ 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種、住民接種体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の実施</li> <li>住民接種の準備</li> </ul>	<b>住民接種の実施</b>		
⑥ 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制の整備</li> <li>国内感染期に備えた医療の確保</li> </ul>	<b>帰国者・接種者外来、帰国者・接種者相談センターの整備</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の医療機関での患者の診療の切り替え</li> <li>在宅療養患者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医療体制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法に基づく入院措置、検体の検査</li> </ul>			
⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への生活支援の検討</li> <li>火葬能力の把握</li> <li>物資、資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時遺体安置施設の準備</li> </ul>	<b>◎水の安定供給、生活関連物資の価格の安定等の要請</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置の縮小、中止</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>◎要援護者への生活支援</li> <li>◎一時遺体安置施設の確保</li> </ul>		

◎ 国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置